

平成30年度答申第10号
平成30年5月24日

諮問番号 平成30年度諮問第2号（平成30年4月11日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 司法書士に対する懲戒処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

(1) 東京法務局長（以下「処分庁」という。）は、平成29年12月1日付けで、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の契約司法書士であった審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が次の①から⑦までの事実（以下、それぞれの事実を「①の事実」などといい、①の事実と④の事実を併せて「①及び④の事実」、①の事実、②の事実、③の事実及び④の事実を併せて「①から④までの事実」という。）を行い、それらが司法書士法（昭和25年法律第197号）2条及び23条（東京司法書士会会則（以下「本国会則」という。）94条及び113条）の規定に違反するものであるとして、司法書士法47条2号の規定に基づき、審査請求人に対し、同日から6か月の業務停止処分（以下「本件処分」という。）をした。

① 平成23年5月17日、A地所在の事務所（以下「A地事務所」という。）において、Pに対して総合法律支援法（平成16年法律第74号）

30条1項2号ホに基づく民事裁判等手続に係る法律相談援助（以下「法律相談援助」という。なお、同号ホについて、これまでに実質的な法律改正はない。）を行った際、法テラスと締結した民事法律扶助契約に係る「民事法律扶助業務にかかる事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項」（以下「契約条項」という。）16条2項に違反し、法テラスの地方事務所長（以下「地方事務所長」という。）の承認なく直接債務整理委任・業務委託契約（以下「本件直接委任契約」という。）を締結した。

- ② 平成23年5月21日、Pから電話で相談を受けるにとどまり、Pに対し、契約条項7条1項が定める法律相談援助の方法として認められる法律相談援助を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして、法テラスに法律相談費を不正に請求した。
- ③ 平成23年6月7日、Pの夫Qと面談したにとどまり、Pに対して法律相談援助を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして、法テラスに法律相談費を不正に請求した。
- ④ 平成18年から平成19年頃までの間、R、S、T、U及びVに対して法律相談援助を行った際、契約条項16条2項に違反して地方事務所長の承認なく直接委任契約を締結した。
- ⑤ 平成20年10月9日付け援助開始決定を受けたWに係る債務不存在確認事件について司法書士業務を行ったが、本件会則106条の2に違反して10年間本人確認等記録を保存しなかった。
- ⑥ 平成23年3月3日、その事務所をA地事務所からB地所在の事務所（以下「B地事務所」という。）に移転した旨日本司法書士会連合会に届け出たものの、A地事務所においても司法書士業務を行い、もって司法書士法20条及び司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）19条に違反して2以上の事務所を設けた。
- ⑦ 平成17年から平成22年までの間、東京司法書士会C支部の支部会員として、同支部に対し、支部会費合計4万3200円の納入義務を負っていたにもかかわらずこれを納入せず、平成23年3月から平成29年7月までの間、D支部の支部会員として、同支部に対し、支部会費合計7万7000円の納入義務を負っていたにもかかわらず、これを納入しなかった（それぞれの支部規則に違反）。

(2) 審査請求人は、平成29年12月13日付けで、審査庁に対し、本件処

分の取消しを求めて審査請求をした。

- (3) 審査庁は、平成30年4月11日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして、諮問をした。

以上の事案の経緯は、諮問書、審査請求書及び懲戒処分書から認められる。

2 関係する法令等の定め

- (1) 司法書士に対する懲戒及びその手続について

司法書士法47条は、「司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分をすることができる」と規定し、同条2号において、「2年以内の業務の停止」を掲げている。

- (2) 民事法律扶助業務について

総合法律支援法30条1項は、法テラスは、総合法律支援に関する同項1号から12号までに掲げる業務を行う旨規定し、同項2号は、民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民等又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する業務を掲げている。そして、同号イからホまでは、同業務として、民事裁判等手続の準備及び追行のため代理人に支払うべき費用の立替え等（同号イ及びロ。以下「代理援助」という。）、弁護士法その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき費用の立替え等（同号ハ及びニ。以下「書類作成援助」という。）、並びに、弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談を実施すること（同号ホ。法律相談援助）を掲げている。

- (3) 違反行為について

ア 司法書士法及び司法書士法施行規則

(ア) 司法書士法2条は、「司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」と規定する。

(イ) 司法書士法20条は、「司法書士は、法務省令で定める基準に従い、事務所を設けなければならない」と規定し、同条における「法務省令で定める基準」として、司法書士法施行規則19条は、「司法書士は、2以上の事務所を設けることができない」と規定する。

(ウ) 司法書士法 23 条は、「司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則を守らなければならない」と規定する。

イ 本国会則

(ア) 本国会則 94 条 1 項は、「司法書士会員は、法律学その他必要な学術の研究及び実務の研鑽に努めるとともに、たえず人格の向上を図り、司法書士としての品位を保持しなければならない」と規定し、同条 2 項は、「会員は、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」と規定する。

(イ) 本国会則 113 条は、「会員は、連合会並びに本会の会則、規則、規程、支部規則及び総会の決議を守らなければならない」と規定する。

ウ 契約条項

(ア) 契約条項 7 条 1 項は、「法律相談担当者は、センターの事務所若しくは指定相談場所又は事務所相談登録弁護士若しくは事務所相談登録司法書士の事務所において、法律相談援助を実施する」と規定し、同条 2 項は、「法律相談担当者は、高齢者若しくは障害者又は定められた相談場所から遠距離の地域に居住している者に対して、地方事務所長が所定の手続きにより申込者の居住場所その他適宜の場所において法律相談援助を実施することとした場合には、前項の規定にかかわらず、当該場所において法律相談援助を実施することができる」と規定する。

(イ) 契約条項 12 条は、「法律相談担当者は、法律相談援助を行ったときは、法律相談の概要を記載した書面（以下「法律相談票」という。）を作成し、地方事務所長に速やかに提出しなければならない」と規定する。

(ウ) 契約条項 16 条 2 項は、「法律相談担当者は、業務方法書第 9 条に規定する代理援助又は書類作成援助の援助要件に該当すると思料する申込者に対して、地方事務所長の承認なく、自己と直接委任契約を締結するよう勧誘してはならない」と規定する。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、①から④までの事実及び⑥の事実に係る審査請求人の行為について、次のとおり主張して、各行為の存在又はこれらを本件処分の原因とすることを争っている。

ア ①及び④の事実について

審査請求人が、Pほか5名に対して法律相談援助を行った際、地方事務所長の承認なく直接委任契約を締結した事実は認めるが、審査請求人は、Pらから請われて委任契約を締結したので、これが直接委任契約締結の「勧誘」を禁止する契約条項16条2項に全く抵触しないのは明らかである。

イ ②の事実について

審査請求人が、平成23年5月21日、Pから電話で相談を受けた際、Pに法律相談援助を実施したとして法律相談費の請求をした事実は認めるが、審査請求人は、このような事態になるまでそもそも契約条項7条1項及び2項の存在を知らず、電話相談でも法律相談援助の対象になると思い違いをしていたものであり、悪意はない。悪意のない間違いを不正請求だというのは行き過ぎた行為である。

ウ ③の事実について

審査請求人が、平成23年6月7日、A地事務所において、Pではなく、Qと面談したにとどまることは認めるが、QはPの代理人として来所し、審査請求人は、Pとの間の本件直接委任契約の解除の手續と今後のPの債務整理の相談を行ったのであるから、Pに対して法律相談援助を行ったとして法律相談費を請求したことには、何の問題もない。

エ ⑥の事実について

審査請求人がB地事務所への事務所の移転の届出後もA地事務所でも司法書士業務を行っていたことは認めるが、これはB地事務所の内装工事の遅れのため移転が遅れたためであり、審査請求人が双方の事務所で同時期に司法書士業務を反復・継続して行っていたことはないため、複数事務所の設置を禁止する司法書士法20条及び司法書士法施行規則19条の規定に反することはない。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と同旨であるところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

1 ①及び④の事実について

契約条項16条2項が法律相談被援助者と直接委任契約を締結することの勧誘について地方事務所長の承認を要するとしているのは、一般に、代理援助又は書類作成援助の要件を充足する者については、弁護士・司法書士と直

接委任契約を締結するよりも有利になるものと考えられるため、法律相談被援助者の利益を保護しようとしたものと考えられる。そうすると、上記条項にいう「勧誘」とは、積極的な誘引に限定されるものではなく、締結できることの示唆や相手方からの要望に対して受けられる旨応答する場合を含むものと解され、これらのみならず、法律相談担当者である弁護士又は司法書士が、結果的に、法律相談被援助者と代理援助又は書類作成援助の要件を充足する者が直接委任契約を締結しようとすることも上記「勧誘」に該当し、地方事務所長の承認を要すると解される。

しかるところ、審査請求人は、地方事務所長の承認を得ずに、①及び④の事実に係る直接委任契約を締結したのであるから、これらの各行為が契約条項16条2項に違反することは明らかである。

2 ②の事実について

契約条項7条1項が、法律相談援助は、センターの事務所若しくは指定相談場所又は事務所相談登録弁護士若しくは事務所相談登録司法書士の事務所において実施する旨規定しており、同条2項において、一定の要件の下、法律相談被援助者の居住場所等における法律相談援助を許容していることからすると、契約条項7条の法律相談援助は、法律相談被援助者及び司法書士等の双方が定められた相談場所において相談を行うもののみを許容し、法律相談被援助者が定められた場所にはない電話相談を許容していないことは文言上明らかである。このことを認識していなかった旨の審査請求人の弁解は信用できない。

なお、平成23年5月21日の審査請求人とPとの電話による相談は、本件直接委任契約を継続するか否かに関するものであった事実が認められ、内容においても法律相談援助の対象とはならず、契約の事実を秘し、「代理援助が相当」な事案である旨偽って法律相談費を請求する行為は、法律相談費の不正請求に該当する。

3 ③の事実について

Qは、平成23年6月7日、本件直接委任契約の解除についての話を済ませるために、A地事務所に赴き、審査請求人との面会の結果、審査請求人との間で解除について合意した（P及びQは同旨の供述をしており、これらの供述の内容は、特段不自然な点はなく、信用できる。）。この点、審査請求人は、契約の解除の申入れをする際に、Pの債務整理についての相談を受けた旨弁解するが、解除の申入れの際に、更に債務整理の相談をするというの

は不可解で信用できない。

そして、本件直接委任契約の解除についての話し合いは、本件直接委任契約に起因するものであり、法律相談援助の対象でないことは明らかであり、契約の事実を秘し、「代理援助が相当」な事案である旨偽って法律相談費を請求する行為は、法律相談費の不正請求に該当する。

なお、仮に審査請求人の弁解するとおり、審査請求人がPの「債務整理」に関する法律相談をしていたとしても、それは本件直接委任契約に基づき処理すべきものであり、当該法律相談について法律相談援助の申込みをすることは、契約条項の趣旨に反するものであることは明らかであるから、審査請求人の弁解はそもそも主張自体失当である。

4 ⑥の事実について

司法書士法20条及び司法書士法施行規則19条が、司法書士が複数の事務所を設置することを禁止しているのは、司法書士の常駐しない事務所が非司法書士の活動の温床になるおそれがあることや、司法書士に対する所属司法書士会による指導権を確保する必要があるからと考えられる。そうすると、司法書士法施行規則19条にいう「事務所を設ける」とは、実質的に司法書士業務を行う事務所を設けることはもちろん、形式的に司法書士事務所を設けた旨外部に明らかにすることも含まれると解すべきであり、司法書士の事務所変更の届出は、司法書士が事務所の変更につき登録の義務を負うこと（司法書士法14条、8条）、事務所には司法書士の事務所である旨表示する必要があること（司法書士法施行規則20条）などからして、形式的に司法書士事務所を設けた旨外部に明らかにするものといえることができるから、上記「事務所を設ける」ことに当たる。

したがって、審査請求人が、A地事務所で司法書士業務を行いながら、B地事務所への事務所の移転の届出をして、その旨登録をしたのは複数事務所の設置に当たる。

5 結論

以上からすると、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、本件審査請求に理由がないことは明らかであるから、棄却されるべきである。

第3 調査審議の経緯

当審査会は、平成30年4月11日、審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は、同月20日、同年5月10日及び同月18日の計3回の調査審議を行った。

また、審査庁から平成30年5月9日及び同月16日に資料の提出を受けたほか、行政不服審査法（平成26年法律第68号）74条の規定に基づき、同月1日に法テラスに対し調査を行い、同月10日に回答の提出を受けた。なお、審査請求人に対し、主張書面又は資料の提出期限を同月8日とする旨通知したが、期限までにいずれも提出はなかった。

第4 当審査会の判断

1 審理員の審理手続について

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成29年12月22日、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、民事局付であるYを指名し、同日付けで、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成29年12月22日、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、平成30年1月23日までに弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成30年1月17日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。審理員は、同月18日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年2月8日までに提出するよう求めた。

ウ 審査請求人は、平成30年2月6日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

エ 審理員は、平成30年2月8日、処分庁に対し、反論書の副本を送付した。

オ 審理員は、平成30年2月23日、処分庁に対し、質問書を送付し、同年3月7日までに文書で回答するよう求めた。

カ 処分庁は、平成30年2月28日付けで、審理員に対し、回答書及び関係資料を提出した。審理員は、同年3月1日付けで、審査請求人に対し、回答書の副本を送付するとともに、再反論書を提出する場合には同月9日までに提出するよう求めた。

キ 審査請求人は、平成30年3月8日付けで、審理員に対し、再反論書を提出した。

ク 審理員は、平成30年3月23日付けで、審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時

期が同月30日である旨を通知した。

ケ 審理員は、平成30年3月30日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

審査請求人は、上記第1の3のとおり、本件処分の原因とされている①から④までの事実及び⑥の事実に係る行為の存在を争い、又はこれらの行為が司法書士法47条にいう「司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき」に当たらない旨主張しているため、以下、検討する。

(1) ①及び④の事実について

審査請求人は、Pほか5名に法律相談援助を行った際、地方事務所長の承認を得ずにこれらの者と直接委任契約を締結した事実については認めた上で、これらの直接委任契約の締結は、相手方である法律相談被援助者から請われてしたのであり、審査請求人から勧誘をしたことはないから、上記各直接委任契約締結において地方事務所長の承認を得なかったことは契約条項16条2項に違反しない旨主張している。

当審査会が、法テラスに対してこの契約条項の規定の目的を尋ねたところ、「本規定は、法律相談援助を受けた被援助者が、本来であれば当該事件について代理援助又は書類作成援助を利用することができるにもかかわらず、そのことを認識せずに私選契約を締結することによる不利益を回避することにある。」とし、「本規定は、『勧誘してはならない』との文言を用いているが、上記の趣旨から、センターは、(1) 私選契約を締結するよう勧誘してはならないことのみならず、(2) 地方事務所長の承認なく私選契約してはならないことの二つを禁止していると解釈して」いるとの回答があった(回答書(平成30年5月8日付け))。

そこで検討すると、契約条項16条2項が法律相談被援助者と直接委任契約を締結することの勧誘について地方事務所長の承認を要するとしている趣旨は、資力の乏しい法律相談被援助者(これらの者は十分な法律知識を有していないのが通常である。)が、法律相談担当者である弁護士・司法書士と直接委任契約を締結することにより、総合法律支援法2条の基本理念に基づき同法30条1項2号に規定された代理援助又は書類作成援助を受ける機会を失うことを防ぐことにあると考えられる。

そして、そのような法律相談被援助者に有利な機会を喪失するおそれは、法律相談担当者が積極的な誘引をするのでなくとも、直接委任契約を締結することができる旨示唆したり、法律相談被援助者からの直接委任契約締結の要望を受け入れたりする場合など、法律専門家である法律相談担当者が直接委任契約を締結しようとする場合には同様に生じ得るものである。総合法律支援法は、10条3項において、隣接法律専門職者である司法書士は、総合法律支援の意義及び自らの職責に鑑み、同法が掲げる基本理念にのっとり、総合法律支援の実施のための協力をするよう努めるものとする旨規定しており、審査請求人は、法テラスの契約司法書士として、総合法律支援の制度の目的に沿って法律相談被援助者への支援に努めることが期待されているのであって、上記のような機会の喪失のおそれが生じているにもかかわらず、それを放置することは同制度の趣旨に反するものといえる。そうすると、契約条項16条2項において自己と直接委任契約を締結するよう勧誘することについて地方事務所長の承認を要するとしているのは、広く法律相談担当者が法律相談被援助者との間で直接委任契約を締結しようとするに当たって、地方事務所長の承認を要する趣旨であると解するのが相当である。

しかるところ、綱紀調査委員会第2部会会員事情聴取（東京司法書士会によるもの、平成27年1月28日）ほかの記録によれば、審査請求人は、Pらに法律相談援助を行い、これらの者との間で直接委任契約を締結したのであるから、たとえこれが法律相談被援助者から請われたものであったとしても、審査請求人が、各直接委任契約を締結しようとしたことは明らかである。そして、審査請求人は、それらの際に地方事務所長の承認を得なかったのであるから、契約条項16条2項違反があったと認められ、しかも、審査請求人は同項の規定について十分に認識しておらず、相手方に上記援助の利用に関する意向確認をしたかも明らかではない。

(2) ②の事実について

審査請求人は、Pから電話で相談を受けて法律相談援助を実施したとして法律相談費の請求をしたことは認めた上で、法テラスの前身である法律扶助協会との間でも民事法律扶助業務に係る契約を締結していて、当該契約においては電話相談も法律相談援助の対象とされていたことから、このような事態になるまで電話相談を法律相談援助の対象から除外する契約条項7条2項の存在を知らず、電話相談も法律相談援助の対象になると思

違いをしていたものであり、悪意はなく、そのような悪意のない間違えを不正請求であるとして懲戒処分の原因とすることは違法又は不当である旨主張する。

しかし、法律相談援助の方法として電話相談が許容されていないことは契約条項7条の規定から明らかであって（法律専門家である司法書士にとってみれば、なおさらである。）、かかる同条の解釈に関する審査庁の判断（上記第2の2）は正当である。また、当審査会の法テラスへの照会に対する回答書（平成30年5月8日付け）も踏まえると、そもそも法テラスの前身である法律扶助協会においても、民事法律扶助業務の対象として電話相談が含まれていたとは考え難く、審査請求人の主張はこの点からしても前提を欠き、理由がないものというほかはない。

以上のとおり、審査請求人は、司法書士として知っているべき契約条項に違反し、請求できない電話相談の法律相談費を請求したのであり、また、そもそも相談の内容が本件直接委任契約により処理すべきものについて、法律相談費を請求したものである。

(3) ③の事実について

審査請求人は、Pの代理人として事務所に来所したQと面談し、本件直接委任契約の解除の手續に加え、今後のPの債務整理に関する法律相談をも行ったことから、Pに対して法律相談援助を行ったといえるとして、上記Qとの面談について援助申込書を作成及び提出し、法律相談費を請求したことは、不正請求には当たらない旨主張している。

しかしながら、P及びQは本件処分に係る処分庁における調査において、Pの債務についてはPの母からの借入れにより債権者に弁済することとなったため、本件直接委任契約を解除したい旨申し伝えた上で、話合いを行い、審査請求人が解除について合意した旨供述しており（綱紀委員会第3部会事情聴取（P及びQのもの、平成24年1月21日））、その他に債務整理に関する法律相談といい得るようなやりとりがあったことは全くうかがわれないう上、上記供述に係る状況の下において、改めて民事法律扶助業務の一環としての法律相談援助を受けるとするのは不可解というほかはないことからしても、審査請求人がQとPの債務整理に関する法律相談を行ったとは認め難い。そうすると、仮に審査請求人の主張どおり債務整理に係る何らかのやりとりがあったとしても、本件直接委任契約の解除についての話合いの一環とみるべきであり、当該解除の手續は、本件直接委任

契約に起因するものであるから、これが法律相談援助の対象ではないことは明らかである。

そうすると、Qとの面談は法律相談援助の対象とはなり得ないものというほかはないところ、審査請求人は、当該面談に関して、援助申込書を作成、提出し、法律相談費を請求したのである。

(4) ⑥の事実について

審査請求人は、事務所の移転の届出後もA地事務所で司法書士業務を行っていたことは認めた上で、これは、B地事務所への移転が遅れたためであり、双方の事務所で同時期に司法書士業務を反復・継続して行っていたわけではないから、司法書士法施行規則19条にいう「2以上の事務所を設ける」ことには当たらない旨主張している。

この点、司法書士法20条及び司法書士法施行規則19条が、司法書士が2以上の事務所を設けることを禁止した趣旨は、司法書士の常駐しない事務所が非司法書士の活動の温床になるおそれがあることや、司法書士に対する所属司法書士会による指導権の実効性を確保する必要があることに鑑み、司法書士の事務所を単一明確にすることにあると考えられ、司法書士がその事務所の所在地の変更を日本司法書士会連合会に届け出るべきこととされている（司法書士法14条及び8条参照）のも同様の趣旨によるものと考えられる。そして、これらの司法書士法の規定の趣旨に加え、日本司法書士会連合会ホームページにおいて、事務所の所在地を含めた司法書士会員情報が公開されること（日本司法書士会連合会会則70条2項並びに日司連業務及び財務等の情報公開に関する規則2条及び4条参照）をも参酌すれば、司法書士が実際に業務を行っている事務所があるにもかかわらず、実際に業務を行っていない事務所はその事務所の所在地を変更した旨届け出ることは、それ自体、実際に業務を行っている事務所を不明確にし、実際に業務を行っていない事務所における非司法書士の活動の温床となるおそれを生じさせたり、所属司法書士会による指導権の行使の妨げとなったりする行為と考えられることから、司法書士法施行規則19条に規定する「2以上の事務所を設ける」ことに当たると解すべきである。

審査請求人は、A地事務所で司法書士業務を行いながら、B地事務所への事務所の移転の届出をしたのであり、双方の事務所で同時期に司法書士業務を行っていないとしても、かかる届出をすること自体が司法書士法20条及び司法書士法施行規則19条に違反するものというのが相当である。

よって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

(5) 小括

以上によれば、本件処分の原因とされている①から④までの事実及び⑥の事実に係る審査請求人の行為について、懲戒事由に当たらないとする審査請求人の上記主張は採用することができない。そして、その他に、本件処分が違法又は不当であるというべき事情もない。

3 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求を棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠
委	員	小	早川	光郎
委	員	山	田	博